

番号法第 9 条第 2 項に基づく個人番号利用事務に関する調査結果等の概要

平成 26 年 7 月 15 日
特定個人情報保護委員会事務局総務課
内閣官房社会保障改革担当室

1 調査の目的

地方公共団体の独自利用事務（番号法第 9 条第 2 項に基づき条例で定める事務のうち、番号法別表第 1 に掲げる事務を除いた事務）に関する情報連携について、各地方公共団体における独自利用事務に関する条例の制定予定の有無、その時期、その内容等についてあらかじめ把握し、番号法第 19 条第 14 号に基づき制定する特定個人情報の提供の制限の例外に係る特定個人情報保護委員会規則の検討に資することを目的とする。

注：あくまで現時点における地方公共団体の検討状況を把握するものであり、番号法第 19 条第 14 号に基づく委員会規則に規定すべきものかどうかについては別途検討。

2 対象

都道府県及び市区町村並びに一部事務組合及び広域連合

3 実施時期

平成 26 年 4 月から 6 月まで

4 主な傾向

- (1) 具体的な独自利用事務に関する条例制定を『予定』又は『検討中』と回答した団体（都道府県 43 団体、市区町村等 775 団体）がある一方で、条例制定予定は『無し』又は『未定』と回答する団体も多い（都道府県 4 団体、市区町村等 816 団体）。
なお、平成 26 年度中の条例の制定を『予定』又は『検討中』とした団体は、34 団体、265 事務である（具体例は別添）。
- (2) 条例制定を『予定』又は『検討中』としている具体的な独自利用事務のうち約 7 割の事務において、他の地方公共団体又は国の行政機関との情報連携を想定している。
- (3) 提供を求める情報として多いのは、『税（所得情報）』及び『住民票情報』で、条例制定を予定又は検討中の具体的な独自利用事務全体のうち、それぞれ約 7 割を占め、次いで『他の福祉等の適用状況』が約 4 割となっている。

5 今後のスケジュール

今回の調査結果を踏まえ、各独自利用事務の内容を精査し、検討を進めている地方公共団体の意見を聴取しながら、平成 26 年内を目途に委員会規則を制定する予定。

平成26年度中に条例制定(改正)予定の番号法第9条第2項に基づく個人番号利用事務(例)

別添

※下記の表に掲げる事務については、あくまで現時点における地方公共団体の検討状況を把握するものであり、番号法第19条第14号に基づく委員会規則に規定すべき事務かどうかについては別途検討が必要。

執行機関名	具体的な事務内容	提供を求める情報			個人番号導入後の情報提供(移転)依頼先			類似の回答(事務)数
		税(所得)	他の福祉等の適用状況	住民票情報	地方公共団体内の同一機関	地方公共団体内の他の執行機関	他の地方公共団体、行政機関等	
市区町村長部局	【福祉】医療費助成 申請に基づき、所得制限を設けて、障害者、ひとり親家庭、乳幼児等に対する医療費の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から税(所得)情報、医療給付情報の提供等を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○	55
市区町村長部局・教育委員会	【福祉】保育料、幼稚園奨励費補助金交付・減免・免除 申請に基づき、所得制限を設けて、保育料の減免、私立幼稚園の就園奨励費の交付等を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○	○	○	13
市区町村長部局	【福祉】日常生活用具貸与・補装具費助成 申請に基づき、所得制限を設けて、高齢者、障害者に対し日常生活用具の貸付け、補装具費の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○	○	○	13
市区町村長部局	【福祉】住宅改修費(バリアフリー化改修費等)助成 申請に基づき、所得制限を設けて又は所得等に応じた助成率を定め、高齢者、障害者に対し住宅改修費の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○	8
市区町村長部局・教育委員会	【その他社会保障】奨学資金貸与 申請に基づき、所得制限を設けて、就学困難者に対し奨学資金の貸与を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○		○	○	○	○	8

平成26年度中に条例制定(改正)予定の番号法第9条第2項に基づく個人番号利用事務(例)

別添

※下記の表に掲げる事務については、あくまで現時点における地方公共団体の検討状況を把握するものであり、番号法第19条第14号に基づく委員会規則に規定すべき事務かどうかについては別途検討が必要。

執行機関名	具体的な事務内容	提供を求める情報			個人番号導入後の情報提供(移転)依頼先			類似の回答(事務)数
		税(所得)	他の福祉等の適用状況	住民票情報	地方公共団体内の同一機関	地方公共団体内の他の執行機関	他の地方公共団体、行政機関等	
市区町村長部局・教育委員会	【その他社会保障】就学援助 申請に基づき、所得制限を設けて、児童生徒の保護者に対し就学援助の給付を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○	○	○	7
市区町村長部局	【福祉】緊急通報システム機器貸与 申請に基づき、所得制限を設けて、高齢者、障害者に対し緊急通報システム機器の貸与を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○	6
市区町村長部局	【福祉】交通費助成 申請に基づき、所得制限を設けて、高齢者、障害者に対し交通費(福祉タクシーの利用等)の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○	5
市区町村長部局	【保健】不妊治療費助成 申請に基づき、所得制限を設けて、不妊治療を受ける夫婦に対し特定(一般)不妊治療費助成金の給付を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○		○	○		○	3

(注)「提供を求める情報」及び「個人番号導入後の情報提供(移転)依頼先」の欄にある○は、類似の回答(事務)においておおむね該当があったものを記入しており、必ずしも全ての回答において該当があったことを意味するものではありません。